

西区会計年度任用職員(南浅間保育園・保育所スタッフ)を 募集します！

1 業務内容	(1) 市立保育所における保育業務、その他保育園運営に必要な業務 (2) こども誰でも通園制度に係る業務 (3) その他保育園運営に必要な業務 ※ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）
2 応募要件	保育士の登録を受けていること
3 欠格事項	地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者
4 募集人数	若干名
5 身分	地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員
6 任用期間	令和8年1月20日～令和8年3月31日
7 勤務日 及び 勤務時間	(1) 8時30分から12時まで (2) 週1日または週2日（土曜日及び日曜日を除く）勤務 ※国民の祝日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く
8 勤務場所	横浜市南浅間保育園（横浜市西区南浅間町23-3） 相鉄線 西横浜駅 徒歩3分
9 報酬等	(1) 日額 5,628円（令和7年12月時点予定額。制度改革等により、金額は変更になる可能性があります。） (2) 通勤費用（実費相当額）を別途支給 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。
10 休暇等	年次休暇等 ※横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づきます。

11 応募方法	<p>「14 申込・問合せ先」まで必要書類を提出してください。</p> <p>(1) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会計年度任用職員申込書（第1号様式） ② 保育士証の写し ※様式はホームページよりダウンロード、または区役所窓口でもお渡しします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/saiyo/hoikuendaretu.html <p>(2) 受付期間 令和7年12月8日（月）から令和7年12月19日（金）17時まで ※郵送の場合は令和7年12月19日（金）必着 (郵送の記録を残したい場合は、特定記録郵便等の方法があります。)</p>
12 選考内容	<p>(1) 面接選考 令和7年12月下旬実施予定 ※時間等詳細は、別途ご連絡します。</p> <p>(2) 選考結果通知 令和8年1月上旬以降発送予定 ※選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。 ※選考の結果についての電話でのお問い合わせには応じられません。</p>
13 その他	<p>(1)提出された書類およびそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的にのみに使用し、該当書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。</p> <p>(2)保育所スタッフの任用にあたっては、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。</p>
14 申込・問合せ先	<p>(1) 〒220-0074 横浜市西区南浅間町23番地の3 横浜市南浅間保育園 「会計年度任用職員（保育所スタッフ）担当 電話：045-312-0866 FAX：045-312-0867</p> <p>(2) 〒220-0051 横浜市西区中央1丁目5番10号 西区こども家庭支援課 「会計年度任用職員（保育所スタッフ）」担当 電話：045-320-8468 FAX：045-322-9875</p>